

令和7年度 松山市立番町小学校いじめ防止基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめとは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、番町小学校では、自他のよさに気付き、自他ともに大切にできる子供を育成し、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することなく、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校 内】

管理職、生徒指導主事、教務主任、
学年主任、養護教諭、特別支援教
育コーディネーター

【家庭地域等】

PTA、学校評議員、公民館、
スクールカウンセラーなど

【外部専門家】

教育支援センタ
ー、弁護士、警察
署など

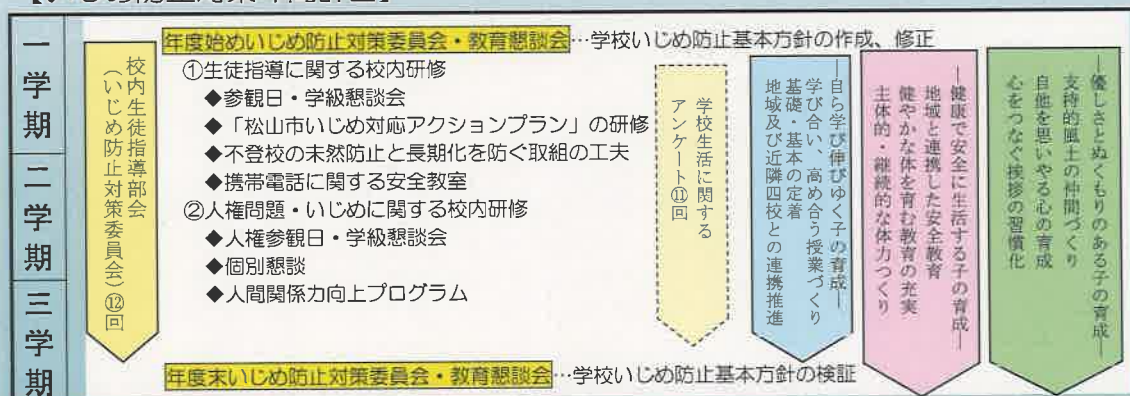
【関係機関】

松山市教育委員会、所
轄警察署、福祉総合支
援センター、四校連絡
協議会、生徒指導連絡
協議会、医療機関、法
務局、大学等

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員が認識し、校長のリーダーシップのもと、『みがく』を基盤とした子供が伸びる楽しい学校づくり」をキーワードに、特定の教職員が抱え込むことなく、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 毎月の生徒指導部会で、児童の情報について共有し、「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を得る。また、中核市研修、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権尊重の精神を基盤として、自他のよさに気付き、自他ともに大切にできる子どもの育成に努める。
- ④ いじめを自分のこととしてとらえ、道徳的実践力を培う道徳教育を充実させる。
- ⑤ 認め合い、支え合い、高め合う温かい人間関係の確立を重視した学級経営を充実させる。
- ⑥ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げ、児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ〇ミーティング」に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 「いじめ〇の日」には、自分のよさ、友達のよさ、言葉の大切さに気付かせる取組を行い、支持的風土の育成を図る。
- ⑧ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する「いじめ防止対策委員会」を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 年度当初に、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有し、蓄積できる工夫をする。(学年会、生徒指導部会、職員会、「学校生活に関するアンケート」スキャン記録、生徒指導簿)
- ② 毎月、学校生活に関するアンケートを実施するとともに、日記や日常の様子、保護者との個別面談等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談等で、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラー等の専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を運用し、周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの通報を通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 松山市こども家庭センター、いじめ実態把握専用メール等、学校以外の相談窓口について広く知らせる。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から積極的に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者に伝え、連携しながら対応する体制を整える。
- ② 組織的対応
教職員は一人では抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童またはその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導やその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で、特別の指導計画を立て、警察等の連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」、「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上へのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設ける。ネット上の不適切な書き込み、静止画、動画などの投稿等については、松山東警察署に連絡をするとともに、保護者の理解を得た上で、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、松山東警察署と連携して対処し、児童の生命、身体、または財産等に重大な損害が生じる恐れがあると思われるときは、直ちに松山東警察署に相談し、適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校がいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、緊急に学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 児童の立場に立って話を聞き、子供の寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子供の様子が変わったと思ったら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ わが子が、「いじめる側」や「傍観者」にならないよう、話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○ 地域の子供たちを温かく見守り、子供たちに声掛けをお願いします。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡をお願いします。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加をお願いします。 ○ 子供たちは地域の宝です。地域の子供にとっての安らぎの場を提供してください。